

富谷市ふるさと寄附返礼品贈呈実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富谷市ふるさと納税寄附要綱に基づき寄附をした者（以下「寄附者」という。）に贈呈する、富谷市の特産品等の返礼品（以下「返礼品」という。）等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(返礼品贈呈対象者)

第2条 返礼品は、1回当たり10,000円以上のふるさと納税を行った寄附者に贈呈するものとする。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合又は富谷市内に住所を有する場合は、この限りでない。

(返礼品の贈呈等)

第3条 市長は、次の各号に定めるところにより返礼品を贈呈する。ただし、返礼品の金額には消費税及び地方消費税を含め、送付に係る経費は含めないものとする。寄附者は、富谷市ふるさと寄附要綱第4条の寄附申込書（様式第1号）又はインターネットを経由した方法により返礼品を申し込むこととする。

- (1)10,000円以上30,000円未満の寄附に対し、3,000円相当の返礼品
- (2)30,000円以上50,000円未満の寄附に対し、6,000円相当の返礼品
- (3)50,000円以上70,000円未満の寄附に対し、9,000円相当の返礼品
- (4)70,000円以上の寄附に対し、12,000円相当の返礼品

(返礼品の選定)

第4条 返礼品は、富谷市の特産品等や本市のPRにつながるものとし、その選定については市長が行う。

(業務委託等)

第5条 ふるさと納税の効果的な運営を図るため、ふるさと納税に係る事業のうち、市長が必要と認める事業内容について、専門的知見を有する事業者（以下「委託事業者」という。）に委託することができる。

2 市長は、ふるさと納税を理解し、返礼品の提供が可能な市内事業者（個人事業者を含む。以下「協力事業者」という。）を選定するものとする。

(贈呈の方法)

第6条 返礼品の贈呈は、市長がふるさと寄附の受領を確認した後、協力事業者が寄附者に返礼品を送付することにより行うものとする。この場合において、返礼品に要する費用（商品代、消費税、配送費用等の経費を含む。）は、市の負担とするものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 9月 4日から施行する。